

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

IAEA
イラン報告懸念されるIAEAの公正さ
中東会議にも影響か

11月8日、イラン核問題に関する国際原子力機関(IAEA)の最新の報告書がIAEA理事国35か国に提示された。9月12日の理事会で予告されていたように、報告書は、イランの核兵器開発の企図を裏付ける「証拠」として、同機関が入手したさまざまな情報を詳細にわたって列挙した。専門家の多くは内容に新味はないと評価する。それだけに、中東非核・非大量破壊兵器地帯化に向けた動きにも報告書の波紋が広がる中、IAEAの意図と中立性に疑問が残る。

IAEAの「深刻な懸念」を裏付ける数々の情報は、「イラン核計画の軍事的側面の可能性」と題された14ページの付属文書に盛り込まれた¹。抜粋訳を2〜3ページに掲載する。過去のIAEA報告もイランの核計画について同様の懸念を指摘してきた。専門家によれば、ほとんどの情報は大国や専門家はすでに知っているものであり²、今回はIAEAが特別の意図をもって、それらを公知させようとしたものと考えられる。

IAEAが分析した情報は、10を超える加盟国(「付属文書」12節)が提供したもの、イランが提供したもの、IAEA自らの努力で取得したもの、などからなる。諸文献³によれば、情報提供国はイスラエル、米国などを含む。特に重視されているものは、米国が提供した1000ページを超える「疑惑のある研究の記録(alleged studies documentation)」と呼ばれる資料⁴である。ここには、「グリーン・ソルト」計画と呼ばれる4フック化ウラン製造計画、高性能爆薬実験、新型弾頭の搭載に向けたミサイル再突入体の再設計などの研究が含まれ、核物質の使用を念頭にしたものとして「信頼に足る」と位置付けた。

04年以降も部分的に活動継続?

「報告書」は、イランが核爆発装置の開発にか

かわる活動を行ってきたと結論付け、「付属文書」で80年代から現在に至るまでの核兵器開発にかかわる組織及びプロジェクトの変遷を詳述している。それによれば、03年以前のイランの核関連活動は、核物質の確保からミサイル搭載まで核兵器開発の全般にわたる包括的なプログラム機構に置かれていたとされる。ところが03年末、当時のプログラムである「AMAD計画」はイラク情勢などの国際環境の変化を背景に、突然の上層部からの指示を受け中止となった。このことは、「イランは03年に核兵器計画を中止した」との見解を示した07年の米「国家情報評価」(NIE)⁵の結論に合致している。

しかし、「付属文書」は、その後「AMAD計画」の一部が再開され、同計画を率いてきたモフセン・ファフリザデフ氏が後継の組織において要職についていると述べている。そして、「報告書」は「核爆発装置の開発に関係した活動の一部は03年以降も継続し、一部は現在も進行中であると

今号の内容

IAEA「イラン核報告」への懸念

<資料>報告書・付属文書(抜粋訳)

オーストリア等決議案の背景

戦後日本、初の海外軍事基地を設置

<資料>日本・ジブチ交換公文(抜粋)

の兆候がある」(「報告書」45節)と結論付けた。

一方、IAEA報告の主たる情報提供者である米国では、11年3月に上院で証言に立ったクラッパー国家情報長官は、イランが核兵器計画再開の決定を行っていないという評価に引き続き「高い確信」を持っていると述べた⁶。実際、「付属文書」も04年以降に関する記述はあやふやであることを加味すると、米国の意図はイランに核兵器計画は復活していないが、IAEAが部分的継続と見られる情報を強調することによって、イランへの圧力を強めることにあったと思われる。

核兵器関連の活動とは

「報告書」は、核爆発装置の開発に関係づけられるイランの活動として、①軍関係の個人や組織による核・非核両方に使用可能な装置や物質の調達、②秘密裏の核物質生産手段の開発、③「核の闇市場」を通じた核兵器開発情報及び資料の入手、④核兵器の独自設計の開発(部品の実験を含む)に向けた作業、の4点を挙げた(「報告書」43節)。

より具体的には、次のような活動が含まれる。

●爆縮型核爆弾の開発に用いられる雷管(「起爆電橋型雷管(EBW)」)を開発。

●高性能爆薬を効率的に点火させる多点点火システムの大規模実験を03年に実施。開発には96年～02年頃にイランに滞在した出身国で核兵器開発に長く従事した外国人専門家が協力。(この科学者はロシアのビャチェシュフ・ダニレンコ氏とされるが、この人物についての記述の誤りを指摘する文献が多くある⁷。)

●地下核爆発実験を行うための予備実験に着手。
●中距離ミサイル「シャハブ3」搭載用の新型弾頭の設計に関する研究。

このように「疑惑」の活動が列挙される一方、報告書においてはイランが核兵器を保有した、あるいは保有を決断したことを示す証拠は示されていないことに注意すべきである。

問われるIAEAの中立性

イランに限らず、全ての核兵器開発は非難され、中止されなければならない。しかし、ロシアが「(「報告書」には)事実上、新たな情報はなく、政治的意図を含んだ既知の事実の寄せ集めに過

【資料】IAEAイラン報告・付属文書「イランの核計画における軍事的側面の可能性」(抜粋)

「NPT保障措置協定ならびに安保理決議の関連条項に対するイラン・イスラム共和国の履行状況」(GOV/2011/65、2011年11月8日)に付属

A章 歴史的概観(略)

B章 情報の信頼性(略)

C章 核爆弾開発の指標

17. (略)

C. 1～C. 4(18～37)(略)

C. 5 雷管の開発

38. 安全でかつ高速作動する雷管、ならびに雷管の点火に適した機器の開発は、爆縮型核装置の開発計画において不可欠である。「疑惑のある研究の記録」には、02年から03年にかけてイランが行った、「起爆電橋型雷管(EBW)」と呼ばれる高速作動雷管の開発に関連する多くの記録資料が含まれている。(略)

39. (略)

40. IAEAは、EBWのような雷管、ならびに高精度の同時性を持って多くの雷管に点火する機器の非核応用が稀には存在することを認識している。しかしながら、それらが核爆発装置に適用可能であり、また、そうした技術の民生及び通常兵器への応用は限られているという事実から、イランによるこれら雷管及び機器の開発は、とりわ

け後述する多点点火システムとしての利用可能性との関連における懸念材料である。

C. 6 高性能爆薬の点火ならびに関連する実験

41. (略)

42. IAEAは、高性能爆薬を効果的かつ同時に表面上で起爆させる多点点火システムの設計概念に関する情報をイランがすでに入手していると指摘した、ある加盟国からの提供情報をイランと共有した。IAEAは、そのような設計概念の存在や、設計概念の開発国を独自に確認している。加えて、複数の核兵器国は、IAEAに対し、特定の多点点火概念がいくつかの既知の核爆発装置で使用されているとも報告している。イランは、08年5月にIAEAに提出した117ページに及ぶ文書の中で、この指摘は同国にとって理解しがたいものであり、当該提供情報が言及するようないかなる活動も行っていないと述べていた。

43. 前節と同じある加盟国がIAEAに提供した情報は、前述の多点点火概念は、少なくとも03年に一度、半球殻状の高性能爆薬に関する大規模実験において、イランによって使用されたと述べている。同情報によれば、その実験においては、高性能爆薬の半球殻の内表面は多数の光ファイバーケーブルによってモニターされ、起爆時の爆薬の発光が高速ストリーク・カメラ

によって記録された。留意すべきは、「疑惑のある研究の記録」によれば、同実験で使用された点火システム並びに爆薬の容積が、シャハブ3ミサイルの再突入体の格納室への新型ペイロードの組み込みを研究(プロジェクト111、下記C. 11参照)していた技術者たちに提供された新型ペイロードの容積と一致することである。また、同じ加盟国から提供された追加情報は、前記の大規模高性能爆薬実験はイランのマリバン地域で実施されたと指摘している。

44. IAEAは、イランによる高性能爆薬点火システムの開発、及び関連する実験のモニタリングに使われる高速計測システムの開発が、外国人専門家による支援を受けたものであるという、確度高い徴候を入手している。当該専門家は、これらの技術に関する知識を有しているのみならず、ある加盟国の提供情報によれば、この技術をもって出身国の核兵器計画に自身のキャリアの多くを費やしてきた人物である。IAEAはこの外国人専門家による論文を読むとともに彼との面談を行った。IAEAは、この人物自身を含む3つの異なる情報ルートを通じて、この人物が96年頃から02年頃にかけて、イランに滞在したことを立証した。彼の滞在は、超分散ダイヤモンド(「UDD」あるいは「ナノダイヤモンド」)製造のための施設及び技術の開発に関するイラン支援が名目上の理由であったが、爆

ぎない」と批判している⁸ように、今回の報告書をめぐり、IAEAの中立性の問題が再浮上している。対イランで強硬姿勢を示す天野之弥事務局長に対し、イランは「米国寄り」との批判を繰り返している。こうした評価を決定的なものにしたのは、昨年12月の「ウィキリークス」が公表した米外交公電であった。「(イラク問題を含め)重要な戦略的決定で米側に立つ」との就任直前の天野氏の発言が暴露された⁹。今回のIAEA報告書についても、提出の11日前に天野事務局長がホワイトハウスを訪れ、米国家安全保障会議の政府高官と協議したことが伝えられている¹⁰。

11月18日には、イランに疑惑解明を求める内容のIAEA理事会決議(GOV/2011/69)が賛成多数で採択された。とはいえ国際社会の足並みは一様ではなく、独自の追加的な経済制裁に踏み切った米英らと中口の溝は深まっている。また、天野事務局長への反発として、イランは21日～22日にIAEA本部で開催された中東非核・非大量破壊兵器地帯の実現に向けた会議を欠席した。対イラン軍事攻撃の可能性に言及するイスラエルの存在とあわせて、来年に予定される中東会議に向けた不安要素が高まっている。

IAEAは、少なくとも同様に踏み込んだイスラエル報告書を出すべきであろう。市民社会の冷静な議論と分析が求められる。

(中村桂子、梅林宏道) 

注

- 1 報告書(GOV/2011/65)の正式タイトルは、「NPT保障措置協定及び安全保障理解決議の関連条項に対するイラン・イスラム共和国の履行状況」www.iaea.org/newscenter/focus/iaearan/bog112011-65.pdf
- 2 たとえば、ジュリアン・ボーガー・ワールドセキュリティ・ブログ、電子版「ガーディアン」、11年11月9日。ロバート・F・ワース記事、「NYタイムズ」、11年11月8日。
- 3 注2の他に、ガレス・ポーター記事、インタープレス・サービス(IPS)、11年11月9日。
- 4 「付属文書」には「ある加盟国が提供した」とあるが、それは米国である。注2のNYタイムズ記事。
- 5 米情報機関の総合的見解としてイラン核計画を評価した報告書。ピースデポ刊イアブック「核軍縮・平和」08年版に全訳と解説。
- 6 米軍備管理協会(ACA)記事。www.armscontrol.org/issuebriefs/The-IAEAs-Iran-Report_Assessment-and-Implications
- 7 たとえば、注3のガレス・ポーター記事。
- 8 「共同通信」11年11月11日。
- 9 「ガーディアン」10年11月30日。
- 10 デビッド・E・サンガー、ウィリアム・J・ブロード記事「NYタイムズ」、11年11月8日。

破物理学及びその応用に関する講義も行った。

45、46。(略)

C.7 流体力学実験

47. 核兵器開発計画における必須の段階の一つは、コンピューター・シミュレーションを用いた爆縮装置の理論的設計が、実際に作動するか否かを判断することにある。そのために、核分裂性物質と核部品を模擬物質で代替した「流体力学実験」と呼ばれる高性能爆薬実験が行われる。

48. 複数の加盟国からIAEAに提供された情報(うちいくつかはIAEAが直接検証できた)は、イランがタングステンのような高密度材料を用いた模擬核爆発部品を製造していることを示している。(略)

49. 複数の加盟国からIAEAに提供された他の情報は、流体力学実験を行うための大型の爆薬閉じ込め容器をイランが建設したことを示している。この閉じ込め容器、あるいは爆発室は、2000年にパルチンに設置されたとされている。(略)

50～51。(略)

C.8 モデル構築ならびに計算

52. イランが08年と09年に実施したとの疑われているモデル構築研究に関連し、2つの加盟国がIAEAに提供した情報は、とりわけIAEAの懸念を生んでいる。(略)

53～54。(略)

C.9 中性子発生源

55. IAEAがある加盟国から得た情報によれば、イランは核物質を入れる部品用の容器に適した小型カプセルの製造に着手している。また、IAEAは別の加盟国から、中性子発生能力を評価するために、イランが同部品を用いた実験を行った可能性があるとの情報を得ている。この部品を爆縮型核装置の核コアの中心に置き、圧縮すれば、核分裂連鎖反応を開始させるに十分な中性子を爆発的に発生させることができる。実験が実施された場所は、実験後に除染が施されたとされている。カプセルの設計ならびに関連物質は、闇の核供給ネットワークによるイランへの提供が疑われている装置設計情報と一致している。

56. IAEAはまた、こうした技術分野に関する作業が04年以降も継続している可能性があり、さらに06年頃からは、汚染防止のために非核物質を利用することを含め、この中性子発生源の設計のさらなる実証のための4年計画に取り組んでいるとの情報を、ある加盟国から得ている。

57。(略)

C.10 実験の実施

58. IAEAは、核爆発装置の実験に有用と思われる予備実験をイランが計画、実施したかもしれないという情報を、

ある加盟国から入手した。なかでもIAEAは、イランが、深い立抗の底部に設置された実験装置と点火点との間の長い距離を超えてEBW点火機構が十分に機能するか否かを確認するための実用試験を多数回行ったとの情報を得ている。(略)

C.11. ミサイル運搬手段への組み込み

59. 「疑惑のある研究の記録」には、02年から03年の間に、「プロジェクト111」と呼ばれる計画の下で、イランが実施した疑惑のある仕事に関する広範な情報が含まれている。その情報によれば、同プロジェクトは、シャハブ3ミサイルの再突入体に搭載される既存のペイロード格納室に、新型の球形ペイロードをいかに組み込むかを試験する、体系的かつ包括的な工学研究の計画であったと思われる。

60～63。(略)

C.12 信管、作動、点火システム

64. 「疑惑のある研究の記録」は、新型ペイロードをシャハブ3ミサイルの再突入体に組み込むことを目的とした「プロジェクト111」に参画した技術者グループによる研究の一環として、ペイロードが標的の上空で、あるいは再突入体が着地した際の衝撃によって作動する点火システムのプロトタイプ開発に関する追加作業が実施されたことを指摘している。(略)

65。(略) (訳:ピースデポ)

オーストリアなど3か国の国連総会決議案

その起源と経過、NGOの大きな貢献

本誌387号(11年11月1日)で報告(以下、「前記事」)したように、国連総会(第66回、現在開催中)第1委員会(軍縮・安全保障)に提出されたオーストリア、メキシコ、ノルウェーの3か国による決議案「多国間軍縮交渉の前進」(A/C.1/66/L.21/Rev.1)(以下、単に「決議案」)は、3か国が第1委員会の投票に付すことを断念し、事態を動かすことはできなかった。一部妥協の修正をしたが、それでも決議案に十分な賛成が得られないと判断したからである。

しかし、決議案が無駄であったわけでも、死んだわけでもない。今会議において、すでに、問題の本質に触れる重要な一石を投じる役割を果たした。すなわち、ジュネーブ軍縮会議(CD)の行き詰まりについて、その原因にも遡って再考を促す革新的で創意に富んだ代案を示すことができた。さらに、今後の推移によっては、文言は多少変わっても、同じ狙いをもった決議案が今後再び提出される可能性がある。その意味では、「決議案」の影響は持続している。

本稿は、今回の「決議案」に関して、①反対した国々の論理、②革新的な内容が盛り込まれるに至ったNGOの貢献、について述べる。

軍縮機関に関する集中討論

「前記事」で述べたように、今回の第1委員会にはCDの現状打開に関係する決議案が3種類提案された(L21、L39、L40)。それらは「軍縮機関(disarmament machinery)」というテーマで10月24～25日に集中討論された。この種の投票前の討議においては、通常、「決議案」を特定して賛成、反対の意見表明が行われることはほとんどない。そのような詰めた意思表示や交渉は、当事者間の非公開の場で行われることが多い。この「決議案」に関しても、各国の賛否が直接的に公に言及されることはなかった。しかし、発言内容から立場を推察することができる。

核兵器国の中で、2日間の討論において発言したのはフランスだけであった。フランスは次のような趣旨を述べて「決議案」に同意しない意思を明確に表明した¹。

「NPTに比べてCDでの進捗は思わしくない。しかし、CDの行き詰まりの原因はCDの手続き的なものではなくて、国際的文脈のある政治的な性質のものである。したがって、国連総会の作業

グループを期待する国があるが、場所を変えても問題はそこで続くだけだ。また、CDで09年に合意した作業計画(CD/1864)の4つの課題の優先順位や委任事項を変えるのは軍縮を後退させることになる。」

この趣旨は、問題の「決議案」の革新性や創意を真っ向から否定するものである。とりわけ「決議案」が、核軍縮に関する作業グループの委任事項を09年合意の消極的な内容(情報と意見の交換)から変更しようとしていることに反発していると思われる。その点においては、西側核兵器国も同様であろう。

一方、非同盟運動(NAM)諸国の多くが2日間の討議において発言をした。インドネシアは、NAMを代表して次の趣旨を述べた²。

「CDが多くの成果をあげてきたことを想起すべきだ。現在のCD行き詰まりの原因は全会一致のルールにあるのではなく、政治意思の欠如にある。時間枠をもった段階的な核兵器廃絶の条約交渉こそ始めるべきだ。」つまり、全会一致ルールのCDが本来の交渉の場であることを強調し、そこで核兵器禁止条約を交渉する政治意志を持つことを訴えた。

NAMの中核国であるエジプトは、「CDに関して出されているさまざまな決議について議論をするときは、CDこそが軍縮交渉を行う唯一の機関であるという文脈を外してはならない。各機関には枠組みがあり、第1委員会議で批判したり、軍縮交渉をCDの外へもってゆくのは建設的ではない。バランスのとれた作業計画に合意しようとする政治意志があれば、現在の行き詰まりは乗り越えられる」と述べた³。

影響力のあるNAMメンバーであるキューバも、「カットオフ条約は重要だが、宇宙軍備競争防止条約や核兵器禁止条約の交渉も必要だ。CDの行き詰まりは政治意思の欠如による。本当に打開を望むならば、第4回軍縮特別総会を開くべきだ」と述べた⁴。

このように、NAMの意見の共通項は、全会一致ルートを重視し、CDの行き詰まりの原因はカットオフ条約を重視して核兵器禁止条約などを軽視するアンバランスにあると考え、それを乗り越えようとする政治意志を示すことがCD打開への道だ、ということになるであろう。理解できる正論であるが、従来の主張の繰り返しであり、新しい出口は示されていない。

NGOの提言が発端

本誌385-6号(11年10月15日)に書いたように、CDの現状打開のための国連ハイレベル会議が7月27日から29日にかけて開催された。2010年9月24日に開催された事務総長呼びかけのハイレベル会合のフォローアップ会議である。その会議に向けて、リーチング・クリティカルウィル(RCW)と「核政策法律家委員会」(LCNP)の2NGOは**共同提言「多国間軍縮交渉の再活性化：一つの代案」**を提出した⁵。それは、革新性と創意に満ち、かつ現実性のある提言であった。提案者の一人の言葉を借りるならば、「滅多に起こらないこと」であるが、その提言が下敷きとなってオーストリアなど3か国の「決議案」が生まれた。

決議案は、7月のハイレベル会議後「ノンペーパー」⁶として配布され、それが修正前の「決議案」の下敷きとなった。実際には、修正前の「決議案」はノンペーパーよりも革新的な内容であった。

NGO提言の要点は次のようなものであった。

1. 国連総会に①核軍縮と②宇宙における軍備競争の防止の期限を設けない2つの作業グループを設置する。
2. 上記作業グループ①の中に、a. 核撤廃に関する条約あるいは枠組み合意、b. 核分裂性物質、c.

消極的安全保証及び核兵器の使用禁止、の3つの委員会を設ける。

3. 作業グループの運営規則を定める必要がある。国連総会規則に従って決定は3分の2によるとするか、クラスター弾条約の交渉規則のように、全会一致を追求するが、どうしても不可能なときには投票にかける、という規則もありうる。

この1項と2項の趣旨は、修正前の「決議案」にほぼそのまま採用されている。カットオフ条約交渉を優先させる考えからの転換をはかり、核兵器廃絶条約を中心課題へと押し上げる可能性を残した。これは、冷静に考えればNAMも十分に支持できる内容のはずである。NGOも同志国家も修正前の「決議案」復活へ説得を続ける努力が必要だ。(梅林宏道)⑩

注

- 1 www.reachingcriticalwill.org/political/の2011年国連第1委員会のstatementsのページ(10月24日)。
- 2 国連総会会議報告(GA/DIS/3445)、2011年10月25日。
- 3 同上
- 4 国連総会会議報告(GA/DIS/3444)、2011年10月24日。
- 5 <http://reachingcriticalwill.org/political/cd/2011/papers/RCW-LCNP-paper.pdf>
- 6 本誌385-6号(2011年10月15日)に全訳がある。

ジブチに戦後日本初の恒久海外軍事基地 「海賊対策」の名の下に、進む既成事実化

2011年6月1日、日本政府はアフリカ東部・ジブチ共和国において、自衛隊初の海外基地となる「活動拠点」の運用を開始した。09年3月からソマリア沖・アデン湾における海賊対策で派遣している自衛隊の活動長期化を見据えたものとされる。東日本大震災と原発事故への対応で自衛隊が注目を集めていた背後で、国会論議や国民への説明が決定的に不足したまま、「戦後初の海外基地」は活動を始めた。

自衛隊「ジブチ基地」の概要

7月7日、「日本国自衛隊・派遣海賊対処行動航空隊」¹の看板を掲げた基地の開所式が開かれた。日本政府は、ジブチ国際空港の北西地区、約12ヘクタールをジブチ政府から借り上げ、約47億円を投じて、以下の施設を建設した。P-3C哨戒機整備格納庫、駐機場、宿舎(約280名収容)、食堂等の厚生施設、事務所、電源室等其他施設。ソマリア沖海賊対策の以前から基地を置いていた米仏を除けば、自前の施設を開設したのは日本のみである。

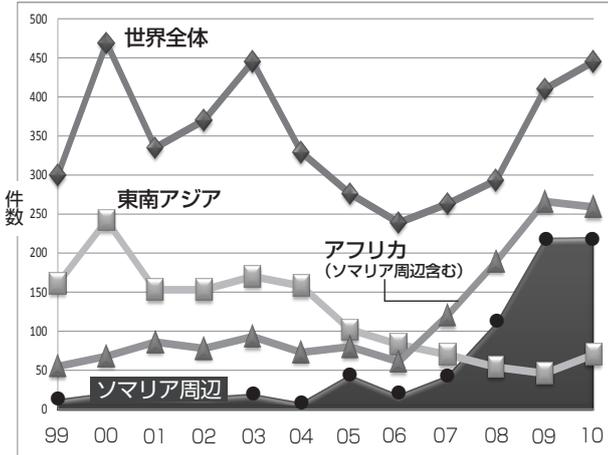
自衛隊はそれまで、ジブチ国際空港に隣接する米軍のキャンプ・レモニエを間借りし、哨戒機は空港内に駐機させていたため、防衛省は、駐機場までの移動時間や、50℃を超える夏の炎天下

での整備など、隊員の勤務や機体維持の環境改善が課題であるとしていた。北澤俊美防衛相(当時)は7月8日の会見で、「間借りのような環境ではなく、しっかりした活動拠点を構築したということ。『腰を落ち着けてこの対策をやっていきますよ』というメッセージ」と述べている。開設に伴い、給食や補給業務、警備等の要員として、海自隊員20名、陸自隊員10名が増員された²。

背景にソマリア沖派遣の長期化

世界の海賊発生件数は、06年以降増え続け、特に内戦による無政府状態が長引くソマリア周辺海域では増加が著しい(図)³。08年6月に、ソマリア沖での海賊行為防止のための加盟国による

【図】地域別海賊発生件数 (国際海事局(IMB)報告書をもとにピースデボ作成)



武力行使を含む、「必要なあらゆる措置」を認める国連安保理決議1816(日本は共同提案国)が全会一致で採択されて以来、国際的な対策が続けられてきた⁴。

09年3月13日、日本政府(麻生政権)は閣議決定の後、自衛隊法第82条による「海上警備行動」を発令し、翌14日、護衛艦2隻をアデン湾に向け出港させ、自衛隊のソマリア沖派遣をなし崩し的に開始した。6月19日に海賊対処法⁵が「後追い」で成立し、7月24日の施行をもって派遣の根拠法は同法へ移行した。同年9月の民主党政権発足以降も、派遣は間断なく継続された。派遣部隊の構成は表のとおりである。水上部隊は約3か月ごと、航空隊は約4か月ごとに交代し、現在はそれぞれ第10次隊と第8次隊が活動している。11年10月25日まで実施された水上部隊の衛艦活動は295回で2269隻、航空隊のP-3C哨戒機の監視活動は559回で4319時間に及んでいる⁶。日本政府関係省庁連絡会の「2010年海賊対処レポート」は、08年～10年の「ソマリア沖全体での海賊発生件数に対するアデン湾での割合」を指標として、「08年の83%から09年には54%、10年には24%と大幅に減少した。自衛隊をはじめとする各国海軍等の活動の大きな成果」と述べている。しかし図のとおり、ソマリア周辺の海賊行為は08年から09年に倍増し、10年も同水準である。これは、アデン湾の各国海軍を回避した海賊の活動範囲が拡散した結果であろう。その範囲はアラビア海、インド洋西部、マダガスカル沖にまで及ぶ。事態は根本解決には程遠く、長期化の様相を呈している。

「活動拠点」という名の基地

日本政府は、この施設を「基地」とは言わず、一貫して「活動拠点」と呼んでいる。他方で、自衛隊の国内の拠点については「基地」と呼ぶ⁸。ジブチの施設も、性格的には国内基地と何ら変わらず、「基地」そのものであり、本来そう呼ばれてしか

【表】ソマリア沖・アデン湾への自衛隊派遣部隊

部隊名	部隊構成	活動拠点	主要装備	備考
水上部隊 派遣海賊対処	・海上自衛隊 (約400名) (別に海上保安庁ソマリア周辺海域派遣捜査隊:8名)	・ジブチ港 (ジブチ) ・アデン港 (イエメン) ・サラール港 (オマーン)	護衛艦2隻 (各艦に哨戒ヘリ1~2機、特別機動船1~2隻を搭載。)	海上保安官8名は護衛艦に同乗し、海賊の逮捕、取り調べなどの司法警察業務を担う(自衛官にその権限はない)。
航空隊 派遣海賊対処	<統合部隊> ・海上自衛隊 (約120名) ・陸上自衛隊 (約60名)	米キャン・レモニエ ↓ 新基地 (11.6.1運用開始)	P-3C哨戒機 2機	陸自は中央即応集団を中心に派遣。基地管理業務やP-3Cの警戒等の業務を担う。

航空自衛隊:C-130輸送機、U-4多用途支援機がジブチへの人員や器材を空輸。
(防衛省統合幕僚監部ウェブサイトなどをもとにピースデボ作成。)

るべきである。

11年9月23日公表の米議会調査局(CRS)報告書「日米関係:議会にとっての問題点」⁹には、以下の記述がある。「2010年4月、日本政府は、軍隊の海外基地を効果的に確立するために、ジブチに4千万ドルをかけて独自の施設を建設する計画を発表した。第2次大戦以降、初の日本の海外基地であるが、この動きは、概して平和主義的な日本社会において、ほとんど論争にはなっていない(強調は筆者)。日本政府は、「論争」になる可能性を自覚しているがゆえに、あくまでも「活動拠点」との呼称にこだわっているのであろう。そのことは、国会での質問主意書¹⁰で「海外基地」の表現が使われる度に、政府答弁書で「ご指摘の『海外基地』の意味するところは定かではないが」と断っていることにも表れている。

日本の新聞各紙の大半は、政府発表のまま「新拠点」と報じている。他方、海外では「基地(Base)」としているものが多い。ジブチと国境を接するソマリランド¹¹の「ソマリランド・プレス」(10年4月29日付)は、「日本の海軍基地がジブチに開設」との見出しで報じ、「日本は初となる海外の軍事基地をジブチに開設」し、「ジブチ基地は、第2次大戦以降、自衛隊を有しながらも、正規軍を持たず、戦争をせずにきた日本に新たな次元をもたらす」と伝えている。

自衛隊が海外に施設を設置した例としては、04年1月から06年7月までの陸上自衛隊のイラク・サマーワ宿営地がある。これも「基地」と呼べないことはないが、時限立法のイラク特措法に基づく一時的なものであった。しかしジブチ基地は、恒久法であり、部隊の「撤退期限」自体が存在しない海賊対処法による活動のためのものであり、長期的駐留を前提とした本格的な基地である。そもそもの問題点として、憲法はもとより、自衛隊法の中にさえ、当然のことながら海外での恒久的な駐留基地の建設を正当化するような規定はない。ジブチ基地の開設は、国民的議論を置き去りにした自衛隊海外展開の既成事実の

積み重ねが、また一つ、看過できない一線を越えたことを意味する。

駐留部隊の法的地位

ジブチ駐留部隊には、その法的地位にも重大な問題がある。09年4月3日、中曽根弘文外相とユスフ・ジブチ外務・国際協力相は、「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」(資料)に署名した。自衛隊イラク派遣に伴い、03年12月にクウェートと結んだのに続く、自衛隊にとって2度目の「地位協定」である。この地位協定には、日米地位協定以上とも言える日本側の特権が規定されている。

「公文」第4項は、ジブチに駐留する部隊に様々な特権を与えている。のみならず、第8項では、ジブチ内でのすべての刑事裁判権を日本側に与えることが規定されている。これにより、ジブチにおいて自衛官や海上保安官がいかなる犯罪行為を行ったとしても、ジブチの法律は適用されず、日本の法律で日本の裁判所が裁くことになる。クウェート地位協定では、公務外の犯罪はクウェートの法律で裁くとされていた。また、多くの問題が指摘されている日米地位協定でも、公務中の場合は米国側が第1次裁判権を持つが、公務外であれば日本が裁判権を持つ。しかし、ジブチ地位協定には「公務中・公務外」の定義すら存在せず、すべては日本の法で裁かれる。このような地位協定の在り方は、「他国と対等関係に立とうとする各国の責務」を前文でうたった日本国憲法の国際協調主義の精神にも反している。

この問題の追及は、これまで国会でも皆無に等しく、市民社会においても不足していることは否めない。米兵犯罪等をめぐる日米地位協定の見直しは必要であり、それを求めていくのは当然のことである。しかし今後は、日米地位協定

を指摘する時、ジブチ地位協定における日本の一方的優位性についての指摘も同時になされなければ、その説得力は弱いものとなる。

海賊対処法は自衛隊派遣の国会承認を不要としており、日本政府はジブチ政府との地位協定締結も全く同じ精神の下で、国会にも国民にも事前の説明なく、外交事務として処理した。当時の中曽根外相は、09年04月15日の国会答弁で、「日本が海外の組織を受け入れる地位協定と違い、日本が先方で受け入れてもらうということであり、自衛隊員、海上保安庁の特権・免除ということで、日本側に対する優位的なものを取り決めるから、これは日本の国会の承認はいただかなくてもいい」と述べている。この高慢な態度も、強く批判されてしかるべきであろう。

いうまでもなく海賊行為は犯罪であり、許されるものではない。しかし、国会軽視や国民無視の状況下で進められ、また自国側の多大な特権をジブチ側に押しつける形で進められているジブチ基地の問題性は、今からでも検証・再考されるべきである。(塚田晋一郎、湯浅一郎) ㊦

注

- 1 英語表記は「Deployment Air force for counter-Piracy Enforcement, Japan Self-Defense Force」。基地のゲートには日仏英の3言語が併記されている。
- 2 表の海賊対処航空隊の隊員数は、増員後のもの。
- 3 国際海事局(IMB)2010年次報告書。
- 4 本誌322号(09年2月15日)に詳細。
- 5 本誌323-4号(09年3月15日)に詳細。
- 6 一川保夫防衛相国会答弁、11年10月27日。
- 7 11年2月3日。 www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/siryu2/report.pdf
- 8 例えば海上自衛隊ウェブサイトのトップページには、「基地の所在地」などがある。
- 9 RL33436。 www.fas.org/sgp/crs/row/RL33436.pdf
- 10 木村太郎議員(自民・衆、11年6月7日)、馳浩議員(自民・衆、11年6月20日)。
- 11 ソマリア半島西北部で独立を宣言した地域。治安はアフリカでは比較的安定しており、事実上の独立国家の機能を有しているが、国際的に国家承認されるまでには至っていない。

【資料】ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文(抜粋)

2009年4月3日、署名及び交換

1～3 (略)

4 部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、ジブチ共和国政府によって次の特権及び免除を与えられる。

(a) 施設並びに部隊、海上保安庁又は連絡事務所が使用する船舶及び航空機は、不可侵とする。ただし、ジブチ共和国政府の官吏は、日本国政府の権限のある代表者の同意を得てそれに立ち入ることを許される。

(b) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所

並びにこれらの財産及び資産(所在地及び占有者のいかなるを問わない。)は、あらゆる形式の訴訟手続からの免除を享有する。

(c) 施設、施設内にある用具類その他の資産及び部隊、海上保安庁又は連絡事務所の輸送手段は、捜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

(d) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所の公文書及び書類は、いずれの時及びいづれの場所においても不可侵とする。

(e) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所の公用通信は、不可侵とする。

5～7 (略)

8 日本国の権限のある当局は、ジブチ共和国の領域内において、ジブチ共

和国の権限のある当局と協力して、日本国の法令によって与えられたすべての刑事裁判権及び懲戒上の権限をすべての要員について行使する権利を有する。

9(a) 民間又は政府の財産の損害又は滅失に関する請求及び人の死亡又は傷害に関する請求は、当該請求の当事者間の協議を通じて友好的に解決する。

(b) 友好的な解決に達することができない場合には、その紛争は、両政府による協議及び交渉を通じて解決する。

10～21 (略)

(強調はピースデポ。外務省HPに全文。)

日誌

2011.11.6~11.20

作成：塚田晋一郎、小野まい子

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/MD=ミサイル防衛

- 11月7日 聯合ニュース、外交筋の話として、北朝鮮のウラン濃縮は、1~2個の核兵器を1年以内に製造可能な能力の70%の水準に達していると報じる。
- 11月7日 ダライ・ラマ14世、核の平和利用は途上国における経済格差を縮小する手段の1つになると述べる。
- 11月7日 ロシアのラブロフ外相、イランのサレヒ外相、それぞれイランへの武力行使に反対する発言。独外務省は声明を発表。
- 11月7日 米上院軍事委員会のレビン委員長(民主)とマケイン筆頭理事(共和)、MDなどの米軍装備から100万個超の偽の部品が見つかり、7割が中国製だったと発表。
- 11月8日 IAEA、イラン核問題に関する報告書を理事国に提示。(本号参照)
- 11月8日 イランのソルタニエIAEA担当大使、IAEA報告書は「バランスを欠いた無責任な内容で、政治的動機に基いている」と批判。
- 11月8日 米政府高官、IAEAイラン報告書を受け、同国に対する追加制裁の発動を検討する方針を示す。
- 11月9日 中国外務省の洪報道官、会見で「対話と協力を通じてイランの核問題を解決すべきだ」と述べる。
- 11月9日 イスラエル首相府、IAEAイラン報告書は、イスラエルや国際社会の懸念を裏付けるものと声明。
- 11月9日 米国防総省、対中国を念頭に置いた、海空統合作戦構想「エアシーバトル」導入のための専門部局を設けたと発表。
- 11月9日 平和市長会議、スペイン国連協会「第32回平和賞」を受賞。松井広島市長がバルセロナでの授賞式に出席。
- 11月10日 クリントン米国務長官、中国の楊外相とホノルルで会談。イランと北朝鮮への圧力強化を求める。
- 11月12日 自衛隊、奄美大島で海上からの攻撃を想定した演習。新防衛大綱を踏まえ、初の離島での武力攻撃を想定。



少女・十四歳の原爆体験記

12月2日発行/高文研

ヒロシマからフクシマへ

ピースデポ特別価格 1,600円(+送料)

定価 1,890円(税込) 四六判・240頁

「ピースデポの本」として01年に発行された本の新版です。

勤労働員先で被爆、奇跡的に生きのびた少女は、翌朝、たった一人で死の街を縦断、わが家へ向かって歩き始める…。それから半世紀、60歳を超えての英国留学はやがて「反核海外ひとり行脚」へと発展、訪れた国は30カ国以上。その被爆者がいま、フクシマと向き合っている。ヒロシマからフクシマへの想いを大幅加筆。新版として復刊です！

電話：045-563-5101/FAX:045-563-9907/E-mail:office@peacedepot.org(郵便番号、住所、氏名、電話番号、冊数をお知らせください。)

- 11月13日 聯合ニュース、イランの十数カ所の核・ミサイル施設で、北朝鮮の技術者数百人が開発支援をしていると報じる。
 - 11月15日 インド、東部オリッサ州で核搭載可能な中距離ミサイル「アグニ4」(射程3000キロ)の発射実験に成功。PTI通信。
 - 11月16日 オバマ米大統領とギラード豪首相がキャンベラで会談。豪に米海兵隊を最大2500人駐留させることなどを発表。
 - 11月16日 韓国政府関係者、北朝鮮軍が10月と11月初めに黄海上空で爆撃機による空対艦ミサイル発射実験を行ったと述べる。
 - 11月17日 天野IAEA事務局長、イランに特別調査団を派遣する意向を明らかに。
 - 11月17日 パネッタ国防長官、イラン核開発の阻止には、武力行使ではなく外交的圧力や制裁が最も効果的だと述べる。
 - 11月18日 IAEA理事会、イラン核開発疑惑に「深刻な懸念」を表明し、疑惑解明を求める決議を賛成多数で採択。(本号参照)
 - 11月19日 インド政府、核搭載可能なICBM「アグニ5」(射程5000キロ)の発射実験を、12年2月までに実施すると発表。
- 沖繩
- 11月7日 稲嶺名護市長、普天間飛行場の県外移設を求める訪米行動について、単独でも訪米する意向を示す。
 - 11月9日 下地県環境生活部長、政府による普天間辺野古移設へ向けた環境影響評価書は、現状では提出すべきでない」と述べる。
 - 11月10日 横田基地所属の米C130輸送機、右主翼先端部分から燃料とみられる液体を噴出しながら嘉手納基地に着陸。
 - 11月11日 米海兵隊当局者、オスプレイ配備時期が早ければ12年夏に前倒しされる可能性を明らかに。
 - 11月11日 法務省、在日米軍の06~10年

- の公務中の事件・事故の62件のうち全てが軍法会議にかけられず、約4割が「処分なし」と処理されたことを明らかに。
- 11月12日 野田首相、オバマ米大統領と会談。普天間辺野古移設へ向けた環境影響評価書を年内に県へ提出する方針を伝える。
- 11月12日 一川防衛相、普天間辺野古移設の環境影響評価書の年内提出の方針を改めて示す。
- 11月14日 県議会、政府が普天間移設環境影響評価書の提出を断念するよう求める意見書を全会一致で可決。
- 11月14日 嘉手納町基地渉外課、10月10~28日のFA18のグアムへの訓練移転期間中の騒音回数を公表。期間外とほぼ同じ結果。
- 11月14日 フィールド在日米軍司令官、日本記者クラブでの講演で「軍事力や抑止力とは、4軍全てに依存している」と述べる。
- 11月14日 沖縄密約情報公開訴訟の原告、密約に関する公開質問書を外務省に提出。
- 11月15日 米上院軍事委員会、海兵隊グアム移転費を全額削除した12会計年国防認可法を可決。嘉手納統合案の研究を政府に要求。
- 11月15日 沖縄防衛局、高江ヘリパッド建設工事を9か月ぶりに再開。
- 11月17日 米上院本会議、12会計年国防認可法審議入り。レビン軍事委員長は声明を発表。米政府が具体的な建設費やスケジュールを示すまで、関連費支出は認めないとする。
- 11月17日 野田首相、普天間辺野古移設へ向け、公有水面埋め立て承認権限を知事から国に移す特措法制定の可能性について、衆院本会議で「念頭にない」と述べる。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- IAEA=国際原子力機関
- LCNP=核政策法律家委員会
- NAM=非同盟運動(諸国)
- NPT=核不拡散条約
- RCW=リーチング・クリティカル・ウィル

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」:会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、小野まい子、津留佐和子、丸山淳一、梅林宏道

書: 秦莞二郎